

千葉市立青葉病院医療機器選考・仕様決定委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院で使用する医療機器等の器械備品〔以下「医療機器等」という。〕を円滑かつ適正に導入するため、青葉病院医療機器選考・仕様決定委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 〔1〕 一台あたり耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の医療機器等の選考に関する事項
- 〔2〕 一台あたり耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の医療機器等の仕様に関する事項
- 〔3〕 その他、委員会の目的達成を図るための必要事項

〔組織〕

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、院長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、副院長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- 〔1〕 診療局長
- 〔2〕 事務長
- 〔3〕 看護部長
- 〔4〕 薬剤部長
- 〔5〕 前各号に定めるもののほか、委員長が指定する者

〔会議〕

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係者を委員会に出席させ説明を求めることができる。

6 委員長は、急務を要し、かつ取得価格が300万円未満の医療機器等の選考及び仕様は、各委員に回議してこれに変えることができる。

〔所管の役割〕

第5条 医療機器の導入を申請する所管は、審議に必要な医療機器等の仕様その他必要な内容を書面に記載し、所属長の承認を受けたうえ委員長あて提出するものとする。

〔予算化した医療機器等の通知〕

第6条 委員長は、所管宛予算化した医療機器等の通知を行うものとする。

〔庶務〕

第7条 委員会の庶務は、管理班において総理する。

〔委任〕

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月24日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。